

(第1回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年 3月13日
契約業者名	(株)片平新日本技研 東京本店
契約業者の住所	文京区小石川2-22-2
業務の名称	R6東京国道管内大型カルバート・トンネル点検業務
業務場所	東京国道事務所管内
業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
業務概要 (変更した内容について記述する)	<p>本業務は、大型カルバート及びトンネルの各部材の状態を把握することで損傷及び変状を早期に発見し、施設に必要な措置を特定するために必要な情報を得るためのものであり、安全で円滑な交通を確保、沿道や第三者への被害の防止を図るため等の維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的に点検を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 擁壁点検2. トンネル附属施設調査3. 歩道変状調査4. カルバート埋設状況調査5. データベース修正登録6. 道路構造物の健全性に係る会議運営補助7. 情報共有システム8. 機械経費9. 安全費
履行期間(自)	令和 6年 4月16日
履行期間(至)	令和 7年 3月31日
変更前の契約金額	98,450,000円(税込み)
変更金額	+63,800,000円(税込み)
変更後の契約金額	162,250,000円(税込み)
変更理由	<ol style="list-style-type: none">1. 擁壁点検 点検対象の一般国道357号空港北トンネルで、第1トンネルと第2トンネルの中間部に位置する擁壁(U型擁壁)及び周辺擁壁はトンネルと一体構造物であり同じ規制帯内で点検が可能ことから、本業務内で点検することが最も効率的かつ合理的なため項目を追加(増)する。2. トンネル附属施設調査 現地調査の結果、空港北トンネルの附属設備を設置している京浜島換気所と空港北電気室にて施設内に漏水があり、設置されている電気機器に支障を来す恐れがあることから漏水調査及び補修図面を作成する必要があるため項目を追加(増)する。3. 歩道変状調査 現地調査の結果、一般国道20号半蔵門交差点付近の立入防止柵が皇居桜田濠側に傾斜し路面クラックが発生・進行しており擁壁設置等の対策の必要性も考えられることから、歩道の変状調査として現地調査と対策方針検討を追加(増)する。4. カルバート埋設状況調査 他事務所でカルバートとして管理していた構造物が実際は定期点検が必要な大型カルバートや溝橋であったという事案が発生した。カルバートの状態を適切に保全するにあたり維持管理を適切に行うために、本業務で東京国道管内の路面下に埋設されたカルバートの状況を調査することとし、項目を追加(増)する。5. データベース修正登録 点検データベースの使用において、一般国道357号羽田空港トンネルの登録内容に不具合が発見された。管理上、支障を来す恐れのあることから早急に修正登録しなければならないため本業務にデータベース修正登録の項目を追加(増)する。6. 道路構造物の健全性に係る会議運営補助 道路構造物診断判定会議を令和6年度に開催することとしたため、道路構造物の健全性に係る会議運営補助を追加する(増)。7. 情報共有システム 業務実施に伴い情報共有システムを使用するにあたり登録料を支払う必要が生じたため、情報共有システム登録を追加する(増)。8. 機械経費 点検の実施に伴い現場環境等に変更が生じたため、機械経費を数量変更(増)する。9. 安全費 定期点検に伴い、交通規制の変更が生じたため、安全費を数量変更(減)する。